

第八八回国会 石炭対策特別委員会 議 録 第一号

昭和六十二年三月四日(水曜日)

午後零時二十分開議

出席委員

委員長 竹内 黎一君

理事 愛野興一郎君

理事 久間 章生君

理事 藤原 房雄君

上草 義輝君

金子原二郎君

自見庄三郎君

松田 九郎君

細谷 治嘉君

青山 丘君

出席國務大臣

通商産業大臣 田村 元君

労働 大臣 平井 卓志君

出席政府委員

通商産業大臣官 棚橋 祐治君

房長 山本 幸助君

通商産業大臣官 通商産業省立地 加藤 昭六君

公害局長 野々内 隆君

資源エネルギー 庁長官 高橋 達直君

資源エネルギー 庁石炭部長 岡部 晃三君

労働大臣官房長 白井晋太郎君

労働省職業安定 局長 甘粕 啓介君

労働省職業安定 局長 甘粕 啓介君

局長 甘粕 啓介君

局長 甘粕 啓介君

局長 甘粕 啓介君

局長 甘粕 啓介君

局長 甘粕 啓介君

局長 甘粕 啓介君

局長 甘粕 啓介君

局長 甘粕 啓介君

局長 甘粕 啓介君

局長 甘粕 啓介君

局長 甘粕 啓介君

局長 甘粕 啓介君

局長 甘粕 啓介君

委員の異動  
一月二十六日  
山下 徳夫君 補欠選任  
白井日出男君 補欠選任

同日  
白井日出男君 補欠選任  
鳩山由紀夫君 補欠選任

同日  
兒玉 健次君 補欠選任  
柴田 睦夫君 補欠選任

同日  
柴田 睦夫君 補欠選任  
兒玉 健次君 補欠選任

一月三十日  
炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第五号)

二月二十日  
石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第四号)

本法委員会に付託された。

本日の会議に付した案件  
石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案  
(内閣提出第四号)

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第五号)

石炭対策に関する件

○竹内委員長 これより会議を開きます。  
石炭対策に関する件について調査を進めます。  
石炭対策の基本施策について、田村通商産業大臣及び平井労働大臣から、それぞれ発言を求められておりますので、順次これを許します。田村通

商産業大臣。  
○田村國務大臣 第八八回国会における衆議院石炭対策特別委員会の御審議に先立ち、石炭政策につきまして、私の所信の一端を申し述べさせていただきます。

最近の我が国石炭鉱業をめぐる環境は、国際エネルギー需給が緩和基調に移る中で、円高の急激な進行を背景に内外炭価格差が大幅に拡大し、また多くの需要業界の経営動向が悪化するなど極めて厳しいものがあります。

こうした状況を踏まえて、昨年十一月、第八次石炭政策に関する石炭鉱業審議会の答申が出されたのであります。答申では、今後の国内炭のあり方として、需要動向をも十分勘案した生産体制とすべきであり、このため、地域経済・雇用への影響を緩和しつつ、国内炭の生産規模を段階的に縮小して、最終的にはおおむね一千万トンの供給規模とすることが適当であると提言されました。

政府といたしましては、この答申を踏まえ、石炭業界の自己努力を前提に、需要業界の協力も得つつ、第八次石炭政策を的確に遂行していく所存であります。

まず、稼行炭鉱対策といたしましては、過剰在庫を調整するための貯炭管理制度の創設、石炭鉱山規模縮小交付金の創設等により、生産規模を円滑に縮小していくとともに、保安助成の拡充により生産の大前提である保安の確保に万全を期する考えであります。

次に、閉山対策、離職者対策、地域対策につきましましては、生産体制の集約化に伴う地域経済・雇用に及ぼす重大な影響にかんがみ、関係各省庁挙げて最善の努力を尽くす考えであります。

さらに、鉱害対策、産炭地域振興対策につきましましては、従来からの対策の趣旨を尊重し、引き続き実情に即した所要の対策を講じていく考えであります。

現在、我が国の石炭鉱業につきましては、総合的なエネルギー政策の観点から国内資源としての

ります。  
なお、海外炭の長期安定的な確保に努めるとともに、石炭利用技術につきましても、中長期的観点から、その開発に努めていく考えであります。

政府といたしましては、これらの施策を実施するため、昭和六十二年度の石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計、電源開発促進対策特別会計のそれぞれの予算案において、所要の財政措置を講じております。

また、これらの財政措置とともに、今国会におきまして、第八次石炭政策の実施に必要な石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案を提出いたし、石炭鉱業合理化臨時措置法等の石炭関係四法について、期限の延長等所要の措置を講ずることとしたしております。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。  
今後の我が国石炭鉱業の歩むべき道は、極めて厳しいものがあると思われませんが、石炭業界の最大限の自己努力、需要業界のぎりぎりの協力、及び政府、地方公共団体の適切な支援により、石炭鉱業の新たな秩序の形成に向けて進んでいくことが必要であります。

私といたしましては、このような状況のもとにおきまして、石炭政策の遂行に全力を挙げて取り組む所存でございますので、委員各位におかれましては、今後とも何とぞよろしく御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。  
○竹内委員長 次に、平井労働大臣。  
○平井國務大臣 第八八回国会における衆議院石炭対策特別委員会の御審議に先立ち、石炭鉱業における当面の労働問題につきまして、一言所信を申し述べ、委員長を初め、国民の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げます。  
現在、我が国の石炭鉱業につきましては、総合的なエネルギー政策の観点から国内資源としての

石炭の有効活用を図るため、関係者が一丸となつて努力を続けておられるところであり、石炭産業を取り巻く環境は、採掘条件の悪化、円高基調の定着等による内外炭価格差の拡大等非常に厳しい状況にあります。

このため、政府におきましては、昨年十一月の石炭産業審議会からの答申を踏まえ、今後の石炭政策を推進していくこととしておられますが、答申においては、国内炭生産規模の段階的縮小等が示されたことは既に御案内のとおりであります。

今後の石炭政策を円滑に推進していくためには、今後とも関係機関が一層連携を密にして石炭政策を推進していくことが必要であります。同時に、石炭産業の関係労使におかれましても、より一層の努力を重ねられ、経営基盤の確立及び労働者の雇用の安定に努められることが肝要であると考えております。

また、石炭産業における労働者の雇用の安定とあわせて、保安の確保や労働環境等の整備を進めることにより、炭鉱労働者の就業の安全と福祉の向上を図る必要があります。

このため、労働省といたしましては、炭鉱離職者対策の基本となる炭鉱離職者臨時措置法の廃止期限をさらに五年間延長するための法律案を今国会に提案しているところであります。この法律案の速やかなる御審議、御採択を得て、この法律に基づき各般の援護措置を積極的に活用し、かつ、過去の離職者対策の経験をもとに生かすこと、厳しい経済環境の中ではありますが、今後とも炭鉱離職者の方々の再就職の促進に万全を期してまいりたい存であります。

なお、昨年十一月に石炭産業を特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法に基づく特定不況業種として指定し、関連企業に労働者も含めて、その雇用の安定対策を講ずるとともに、労働省に炭鉱離職者対策本部を設置し、離職者対策に万全を期することといたしているところであります。

さらに、じん肺等に関する健康診断の徹底、労

災保険制度の適正な運用等を通じて労働者の保護に努めてまいりたいと考えております。

当面問題となつております三菱石炭産業株式会社高島炭産所の閉山に伴う離職者対策につきましては、長崎県の炭産離職者対策本部と密接な連携をとりながら総合的な諸施策の推進に努めるとともに、現地高島には臨時職業相談所を開設し、離職者の方々の再就職の促進に努めているところであります。

以上、石炭産業における当面の労働問題につきまして、所信の一端を申し上げます。私は、労働行政に寄せられている国民の期待にこたえ、活力ある豊かな経済社会を実現していくため、政府の経済政策や産業政策と密接な連携をとりながら、地方公共団体とも緊密な協力関係を保ちつつ、厳しい雇用情勢に対処し、労働者の雇用の安定を図る等、山積している課題への解決に向けて全力を挙げてまいっている所存であります。

委員長初め委員各位の格別の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

○竹内委員長 次に、内閣提出、石炭産業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案及び炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。田村通商産業大臣。

石炭産業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案  
〔本号末尾に掲載〕

○田村国務大臣 石炭産業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。最近の我が国石炭産業をめぐる環境は非常に厳

しいものとなつております。すなわち、国際エネルギー需給が緩和基調で推移している中、昨年来の円高の進行もあり、国内炭と海外炭の価格差は大幅に拡大しております。また、これまで国内炭の引き取りを行ってきた需要業界の多くが円高等によりその経営について厳しい対応を迫られている状況にあります。

このような現状を踏まえ、昨年十一月、石炭産業審議会の答申が出されたところであります。答申では、今後は、需要動向をも十分勘案した生産体制とすべきであるとし、このため、地域経済・雇用への影響を緩和しつつ、国内炭の生産規模を段階的に縮小して、最終的にはおおむね一千万トンの供給規模とすることが適当であるとされております。

政府といたしましては、答申の趣旨を尊重し、国内炭の生産体制の円滑な集約化を行うこととしておりますが、第八次石炭政策の実施に当たっては、現行の石炭関係四法について、期限の延長等所要の改正を行う必要があるため、このたび、本法律案を提案いたしました次第であります。

次に法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、石炭産業合理化臨時措置法の一部改正であります。

その改正の第一点は、同法の廃止期限を昭和六十一年度末から昭和六十六年度末に変更することであり、この改正は、さきに申し述べました国内炭の生産体制の集約化を円滑に行うためには五年程度の対策期間が必要であるという趣旨に基づくものであります。

第二点は、貯炭管理制度の実施に必要な規定の整備であります。今後生産体制の集約化を円滑に進めるためには、貯炭管理制度を創設し、一時的な需給ギャップに適切に対処することによって、国内炭の適正な供給の確保に資する必要があると見られます。このため、同法の目的に「石炭の適正な供給の確保に資する措置を講ずること」を追加するとともに、石炭産業合理化基本計画等において本措置に関する事項を定めることとし、また、新エネ

ルギー総合開発機構の業務に貯炭管理会社に対する資金の出資及び貸し付けの業務を追加することとしております。

第三点は、石炭鉱山規模縮小交付金の交付に必要規定の整備であります。これは、新エネルギー総合開発機構の業務に石炭鉱山規模縮小交付金の交付の業務を追加するものであり、国内炭の生産体制を円滑に集約化していくため、一定以上の規模縮小を行う炭鉱に対して規模縮小交付金を交付することとしております。

第二に、石炭産業経理規制臨時措置法の一部改正であります。同法は、石炭企業の経理の適正化を図るため、所要の規制を行うことを内容とするものであり、今回、同法の廃止期限を石炭産業合理化臨時措置法に合わせて昭和六十六年度末まで延長するものであります。

第三に、産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置法に関する法律の一部改正であります。同法は、終閉山等の際に地元中小企業者に生じる影響を緩和するため、一般の中小企業信用保険の特例等を定めるものであり、同法の廃止期限についても昭和六十六年度末まで延長することとしております。

第四に、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法の一部改正であります。同法は、石炭対策、石油対策、石油代替エネルギー対策を実施するため、所要の財政措置を定めるものであります。今回の改正の第一点は、同法の廃止期限を昭和六十六年度末まで延長することであり、第二点は、事態の推移に弾力的に対応しつつ第八次石炭政策を円滑に実施するため、昭和六十二年年度から昭和六十四年度までの各年度に限り、石炭勘定の負担において借入金をする事ができることとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であり、何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

ようお願い申し上げます。

○竹内委員長 次に、平井労働大臣。

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案  
(本号末尾に掲載)

○平井國務大臣 ただいま議題となりました炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。

石炭鉱業の合理化に伴い発生する炭鉱離職者に対しては、炭鉱離職者臨時措置法に基づき、炭鉱離職者求職手帳を発給して、特別な就職指導、就職促進手当の支給を行うなど各般の施策を推進することにより、これら離職者の再就職の促進及び生活の安定に努めてまいりましたところですが、この法律の廃止期限は、本年三月末となっております。

しかしながら、炭鉱の閉山等によって現に多数の炭鉱離職者が発生している状況及び昨年十一月の石炭鉱業審議会の第八次答申に基づき今後石炭の生産を段階的に縮小する過程で炭鉱離職者の発生が予想される状況にかんがみまして、政府としては、炭鉱離職者対策を引き続き強力に実施する必要があると考えている次第であります。

この法律は、このような事情にかんがみ、石炭鉱業の合理化に関する他の施策との関連も考慮して、炭鉱離職者臨時措置法の廃止期限を現行法に規定する昭和六十二年三月三十一日から五年間延長し、昭和六十七年三月三十一日に改正しようとするものであります。

以上、この法律案の提案理由及び内容を御説明申し上げます。何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いいたします。

○竹内委員長 これにて趣旨の説明は終わります。

た。両大臣は退席されて結構であります。

○竹内委員長 石炭対策に関する件について調査を進めます。

昭和六十二年度通商産業省所管及び労働省所管中、石炭関係予算の概要について、政府からそれぞれ説明を聴取いたします。資源エネルギー庁高橋石炭部長。

○高橋(連)政府委員 通商産業省関係の昭和六十二年石炭関係予算について御説明を申し上げます。

当省よりお手元に二種類の資料をお配り申し上げて存するのでございますが、まず、昭和六十二年石炭関係予算の資料に即しまして、御説明申し上げます。

第一は、石炭鉱業合理化安定対策でございます。

昨年十一月の石炭鉱業審議会の第八次石炭答申の趣旨を踏まえまして、本対策費として総額で四百八十億円を計上しております。

このうち、炭鉱整理促進費補助金につきましては、退職金限度額を四百万円から六百万円に引き上げるとともに、生産規模の円滑な縮小を図るため、石炭鉱山規模縮小交付金を創設する等により総額七十五億円を計上しております。

また、石炭鉱業安定補給交付金につきましては、今回新たに減産に対処するため、減産加算を追加上し、総額九十五億円を計上しております。

次に、生産集約化の過程で生ずる需給ギャップに対処するため、貯炭の買い上げ、売り戻しを行う貯炭管理会社を設立し、同社に対して新エネルギー総合開発機構から出資及び無利子融資を行うこととしておりますが、このため、同機構の出資金として二億円、同機構の需給安定化融資利子補給金として三十億円を計上しております。

さらに、保安確保対策に万全を期すため、鉱山保安確保事業費補助金につきまして、補助率の引き上げを行う等、総額で百六億円を計上しております。

第二は、鉱害対策でございます。

昭和五十七年度に策定された鉱害復旧長期計画に基づきまして、残存鉱害の最終的な解消を図るべく、昭和六十二年度におきまして総額五百六十五億円を計上しております。特に、鉱害復旧事業資金補助金につきましては、今なお、鉱害被害の残存する地域に引き続き十分配慮することとし、総額五百四十四億円を計上しております。

次のページに参りまして、第三は、産炭地域振興対策でございます。

本対策につきましては、これまでの各般の施策を引き続き推進するとともに、新規閉山地域の対策を講ずることとしており、総額七十八億円を計上しております。

このうち、産炭地域振興臨時交付金につきましては、閉山による市町村の財政的打撃を緩和するため、基準額の単価をトン当たり百十五円から百七十八円に引き上げる等の拡充を図り、総額三十九億円を計上しております。また、地域振興整備公団による土地造成事業及び融資事業に必要な資金を確保しております。

なお、六十二年度の石炭勘定におきましては、原油関税収入等の収入では不足を生ずるため、資金運用部から二百五十億円の借り入れを行うこととしております。

次に、もう一つの資料によりまして、昭和六十二年海外炭対策等の予算について御説明申し上げます。

まず、海外炭探鉱開発の推進につきましては、探鉱資金の融資及び開発資金の債務保証に必要な資金の確保等のため、総額三十一億円を計上しております。

次に、石炭利用の拡大等を図るため、日本開発銀行によるコールセンター建設等に対する低利の融資事業につきまして二百億円の融資規模を確保しております。

係で九億円を計上し、石炭利用技術関係で三十九億円を計上しております。

また、石炭液化技術及びガス化技術につきましても、引き続きその研究開発を推進するため、所要の資金を確保することとしております。

以上で当省関係の説明を終わらせていただきます。

○竹内委員長 次に、労働省甘粕高年齢者対策部長。

○甘粕政府委員 それでは、お手元にお配りしてあります資料に基づきまして、六十二年石炭関係労働省予算の概要について御説明いたします。

まず、予算総額は、一番下の合計欄にございまして、百九十五億二千四百七十七千円で、本年度に比しまして二十億七千三百九十四万二千円、一・九%の増となっております。

次に、内訳について御説明いたします。

まず、炭鉱離職者援護対策費につきましては、炭鉱離職者緊急就労対策事業にかかわる経費等を除きまして、増額となっておりますが、これは、三菱石炭鉱業高島礦業所の閉山に伴う離職者に加えまして、今後第八次石炭対策に関連して発生が予想される炭鉱離職者への対策に要する経費を見込んだことによるものでございます。

また、国会に廃止期限の延長を提案しております石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法に基づき、引き続き実施することとしております産炭地域開発就労事業及び炭鉱離職者緊急就労対策事業の二事業につきましては、事業費単価の引き上げを図っているところでありますが、両事業とも、事業の運営について、実情を踏まえつつ、年齢要件の設定等の改善を図っていくこととしたことに伴いまして対象者の減を見込んでいますことから、緊急事業につきましては三億一千六百六十八万八千円の減、開発事業につきましては二億三千七百九十九万九千円の減となっております。

以上でございます。

○竹内委員長 次回は、公報をもってお知らせす

ることとし、本日は、これにて散会いたします。  
午後零時四十一分散会

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律

(石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正)

第一条 石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「基いて」を「基ついて」に、「未開発炭田の急速かつ計画的な開発を促進する」を「石炭の適正な供給の確保に資する措置を講ずる」に改める。

第三条第二項第一号中「昭和六十一年度」を「昭和六十六年度」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 石炭の適正な供給の確保に資する措置に關する事項

第三条第二項第三号中「並びに」を「及び」に改め、同項第四号中「石炭鉱山整理促進交付金の下に」及び「石炭鉱山規模縮小交付金(以下「石炭鉱山整理促進交付金」といふ)を加え、同項第四号の二中「放棄」の下に「及び石炭鉱山規模縮小交付金の交付に係る石炭鉱業の規模の縮小」を加え、同条第三項中「石炭鉱山整理促進交付金」を「石炭鉱山整理促進交付金等」に改める。

第四条第二項中「通り」を「とおり」に改め、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 石炭の適正な供給の確保に資する措置に關する事項

第四条第三項中「前項第三号」を「前項第四号」に改める。

第五条第二項中「第四条第二項第三号」を「第四条第二項第四号」に、「きく」を「聴く」に、「きいて」を「聴いて」に改める。

第二十五条第一項第二号中「又は売渡」を、「貸付け又は売渡し」に改め、同項第四号の二を同項第四号の三とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 採掘権者又は租鉱権者に対する石炭鉱山規模縮小交付金の交付

第二十五条第一項第五号中「又は石炭鉱山整理促進交付金」を、「石炭鉱山整理促進交付金」に、「鉱業権」を「採掘権」に改め、「放棄」の下に「又は石炭鉱山規模縮小交付金の交付に係る石炭鉱業の規模の縮小」を加え、同項第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二 石炭の適正な供給の確保に資する石炭の買入れ、保有及び売戻し又は売渡しの事業(以下「石炭供給安定事業」といふ)に必要な資金の出資及び貸付け

第二十六条第二項第三号中「売渡」を「貸付け及び売渡し」に改め、同項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 石炭鉱山規模縮小交付金の交付の時期及び方法

第二十六条第二項第六号中「又は石炭鉱山整理促進交付金」を、「石炭鉱山整理促進交付金」に、「鉱業権」を「採掘権」に改め、「放棄」の下に「又は石炭鉱山規模縮小交付金の交付に係る石炭鉱業の規模の縮小」を加え、同項に次の一号を加える。

十五 前条第一項第十六号の二に規定する資金(以下「石炭供給安定資金」といふ)の出資の方法並びに貸付け及び償還の方法  
第二十七条第一項中規定する資金の下に「並びに石炭供給安定資金」を加える。

第三十五条中「この条から第三十五条の五まで及び第三十五条の十三第一項において「交付金」を「整理促進交付金」に改め、同条第一号及び第二号中「交付金」を「整理促進交付金」に改める。

第三十五条の二の見出し中「交付金」を「整理促進交付金」に改め、同条第一項中「交付金を

「整理促進交付金」に、「行なわれた」を「行われた」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。  
第三十五条の三の見出し中「交付金」を「整理促進交付金」に改め、同条第一項中「交付金を「整理促進交付金」に、「こえない」を「超えない」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「こえる」を「超える」に改め、同条第三項中「行なつた」を「行つた」に、「交付金」を「整理促進交付金」に改める。

第三十五条の四の見出し中「交付金」を「整理促進交付金」に改め、同条中「交付金」を「整理促進交付金」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

第三十五条の五の見出し中「交付金」を「整理促進交付金」に改め、同条中「交付金」を「整理促進交付金」に、「差し押さえる」を「差し押さえる」に改め、同条の次に次の三号を加える。

(石炭鉱山規模縮小交付金の交付)  
第三十五条の五の二 機構は、採掘権者又は租鉱権者がその石炭鉱山において行う鉱業の規模の縮小が政令で定める基準に適合する場合であつて当該採掘権者又は租鉱権者が次の各号に適合するときは、当該採掘権者又は租鉱権者に対し、政令で定めるところにより算定した金額の石炭鉱山規模縮小交付金(以下「規模縮小交付金」といふ)を交付することができ

一 その採掘権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区における石炭の品位及び生産能力が石炭鉱業合理化基本計画に定める規模縮小交付金の交付に係る採掘権又は租鉱権の基準に適合すること。  
二 その他通商産業省令で定める基準に適合すること。

(規模縮小交付金に係る債務の弁済)  
第三十五条の五の三 機構は、民法第四百七十四條第一項ただし書及び第二項の規定にかかわらず、前条の規定により交付することとなつた規模縮小交付金のうちから、通商産業省令で定めるところにより、当該規模縮小交付

金の交付を受けることとなつた者(以下「規模縮小事業者」といふ)に代わつて次に掲げる債務の弁済を行う。  
一 規模縮小事業者の採掘権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区における石炭の採掘及びこれに附属する選炭その他の業務に従事していた鉱山労働者で通商産業省令で定める基準に該当するものに対し当該規模縮小事業者が負担する資金の支払の債務であつて、当該規模縮小交付金の交付の決定の日後二十日を経過した日までに弁済期の到来しているもの

二 前号に規定する鉱山労働者に対し当該規模縮小事業者が負担する貯蓄金の返還の債務であつて、当該規模縮小交付金の交付の決定の日後二十日を経過した日までに弁済期の到来しているもの(当該貯蓄金に係る利率が政令で定める利率を超える場合にあつては、当該債務の額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当するものを除く)

2 前項各号列記以外の部分の通商産業省令には、同項各号に掲げる債務の弁済が公平に行われることを確保するために必要な事項及び同項各号に掲げる債務の合計額が前条の政令で定めるところにより算定した金額を超える場合における同項各号に掲げる債務の弁済にそれぞれ充てるべき金額を定めておかなければならない。

3 機構が第一項の規定により債務の弁済を行つたときは、その弁済を行つた額について前条の規定による規模縮小交付金の交付をしたものとみなす。

(準用)  
第三十五条の五の四 第三十五条の四及び第三十五条の五の規定は、規模縮小交付金について準用する。この場合において、これらの規定中「前条第一項各号列記以外の部分」とあり、及び「第三十五条の三第一項各号列記以外の部分」とあるのは「第三十五条の五の二

金の交付を受けることとなつた者(以下「規模縮小事業者」といふ)に代わつて次に掲げる債務の弁済を行う。  
一 規模縮小事業者の採掘権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区における石炭の採掘及びこれに附属する選炭その他の業務に従事していた鉱山労働者で通商産業省令で定める基準に該当するものに対し当該規模縮小事業者が負担する資金の支払の債務であつて、当該規模縮小交付金の交付の決定の日後二十日を経過した日までに弁済期の到来しているもの  
二 前号に規定する鉱山労働者に対し当該規模縮小事業者が負担する貯蓄金の返還の債務であつて、当該規模縮小交付金の交付の決定の日後二十日を経過した日までに弁済期の到来しているもの(当該貯蓄金に係る利率が政令で定める利率を超える場合にあつては、当該債務の額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当するものを除く)  
2 前項各号列記以外の部分の通商産業省令には、同項各号に掲げる債務の弁済が公平に行われることを確保するために必要な事項及び同項各号に掲げる債務の合計額が前条の政令で定めるところにより算定した金額を超える場合における同項各号に掲げる債務の弁済にそれぞれ充てるべき金額を定めておかなければならない。  
3 機構が第一項の規定により債務の弁済を行つたときは、その弁済を行つた額について前条の規定による規模縮小交付金の交付をしたものとみなす。  
(準用)  
第三十五条の五の四 第三十五条の四及び第三十五条の五の規定は、規模縮小交付金について準用する。この場合において、これらの規定中「前条第一項各号列記以外の部分」とあり、及び「第三十五条の三第一項各号列記以外の部分」とあるのは「第三十五条の五の二

と、「廃止事業者」とあるのは「規模縮小事業者」と、第三十五条の四中「同項の規定」とあるのは「第三十五条の五の三第一項の規定」と、第三十五条の五中「前条」とあるのは「第三十五条の五の四において準用する第三十五条の四」と読み替えるものとする。第三十五条の十三第一項を次のように改める。

機構は、次の表の上欄に掲げる者に対し、それぞれ同表の下欄に掲げる日数分の労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十二条の平均賃金に相当する金額（政令で定める場合にあつては、雇用期間を基準として通商産業省令で定める金額（政令で定める金額の範囲内のものに限る。）を加えて得た金額）を支払わなければならない。

|   |     |
|---|-----|
| 機構が買収した採掘権の鉱区又はその買収した鉱業施設に係る租鉱権の租鉱区における石炭の採掘及びこれに附属する選炭その他の業務にその売渡しの申込みの日前三月以上引き続き従事していた鉱山労働者であつて、その売渡しの申込みの日以後当該買収の日後二月を経過した日までに解雇されたもの        | 三十日 |
| 機構が交付することとした整理促進交付金に係る採掘権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区における石炭の採掘及びこれに附属する選炭その他の業務にその整理促進交付金の交付の申請の日前三月以上引き続き従事していた鉱山労働者であつて、その整理促進交付金の交付の申請の日以後当該整理促進交付金の交付の決定の日 | 三十日 |

後二月を経過した日までに解雇されたもの

第三十五条の五の三第一項第一号に規定する鉱山労働者

十五日

第三十六条の十一中「鉱業者」を「採掘権者」に改める。

第三十六条の二十七の次に次の一条を加える。

（石炭供給安定資金の出資及び貸付け）  
第三十六条の二十八「石炭供給安定資金の出資は、石炭供給安定事業を行う法人であつて通商産業省令で定める基準に該当するものに対して行うものとする。

2 石炭供給安定資金の貸付けは、前項の出資を受けた者に対し、その者が行う石炭供給安定事業に必要な資金であつて通商産業省令で定める基準に適合するものについて行うものとする。

3 石炭供給安定資金に係る貸付金は、無利子とし、その償還期間は、六月を超えない範囲内において政令で定める期間とする。

4 第三十六条の八、第三十六条の九及び第三十六条の十一の規定は、石炭供給安定資金の貸付けを受けた者について準用する。

第四十一条第一項中「鉱業者」を「採掘権者」に改める。

第五十三条第二号中「第三十五条の三第一項」の下に、「第三十五条の五の二第二号、第三十五条の五の三第一項」を加え、「又は第三十六条の二十四第一項」を、「第三十六条の二十四第一項又は第三十六条の二十八第一項若しくは第二項」に改める。

附則第二条中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十七年三月三十一日」に改める。

（石炭鉱業経理規制臨時措置法の一部改正）  
第二条 石炭鉱業経理規制臨時措置法（昭和三十八年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十七年三月三十一日」に改める。

（産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部改正）

第三条 産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律（昭和三十八年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十七年三月三十一日」に改める。  
（石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法の一部改正）  
第四条 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法（昭和四十二年法律第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十七年三月三十一日」に改める。  
附則第七項から第九項までを次のように改める。

7 昭和六十二年年度から昭和六十四年度までの各年度に限り、石炭勘定において、石炭対策に要する費用の財源に充てるため必要があるときは、同勘定の負担において、借入金をすることができ。

8 前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

9 附則第七項の規定による借入金は、その借入れをしたときから四年（昭和六十三年年度に借り入れた借入金にあつては三年、昭和六十四年度に借り入れた借入金にあつては二年）内に償還しなければならない。

附則第十項中「及び第八項」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

附則第十一項中「及び第八項」を削る。  
附則第十二項中「その借入れをした年度におけるこの会計の歳入と、附則第八項の規定による借入金」及び「及び第八項」を削る。

附則

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正に伴う経過措置）  
第二条 新エネルギー総合開発機構が最初に作成する石炭供給安定資金の貸付計画については、第一条の規定による改正後の石炭鉱業合理化臨時措置法第二十七条第一項中「事業年度の毎四半期開始前」とあるのは、「石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第 号）の施行後遅滞なく」とする。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

石炭鉱業の現状にかんがみ、石炭対策の一層の推進を図るため、石炭鉱業合理化基本計画の目標年度を昭和六十六年度に変更し、あわせて新エネルギー総合開発機構の業務に石炭鉱山規模縮小交付金の交付、石炭の適正な供給の確保に資するために必要な資金の出資及び貸付け等の業務を追加するとともに、石炭鉱業合理化臨時措置法、石炭鉱業経理規制臨時措置法、産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律及び石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法が廃止するものとされる期限を延長する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案  
炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第百九十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十七年三月三十一日」に改める。

附則

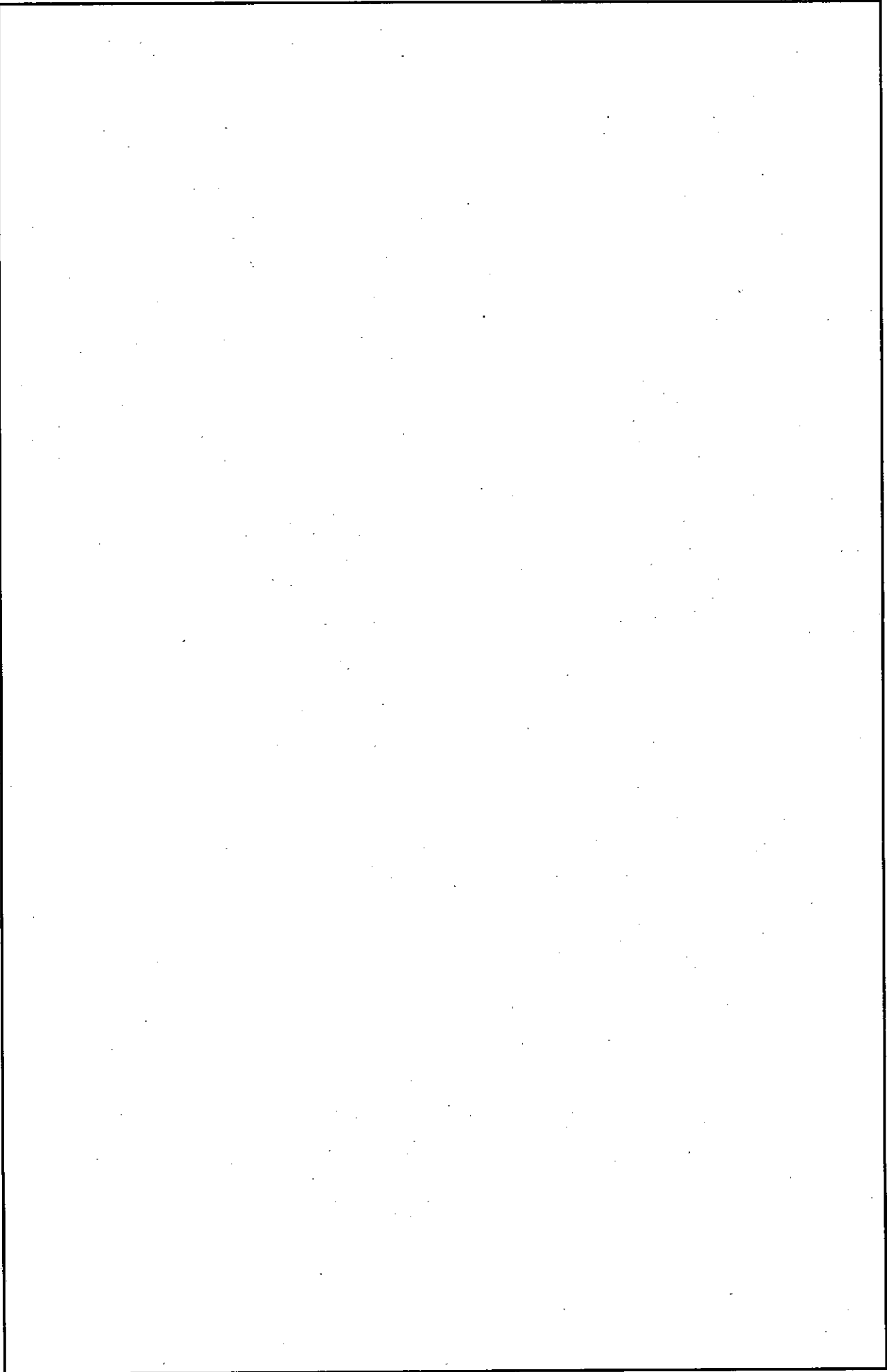
この法律は、公布の日から施行する。

理由

石炭鉱業の合理化に伴い離職を余儀なくされた炭鉱離職者に対して再就職に関する援護その他の措置を引き続き講ずるため、炭鉱離職者臨時措置法が廃止するものとされる期限を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第二類第三号

石炭対策特別委員会議録第二号 昭和六十二年三月四日



昭和六十二年三月七日印刷

昭和六十二年三月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K